

社会福祉協議会による貸付制度のごあんない

千葉県社会福祉協議会では新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少された方（世帯）に対して生活費等の資金の貸付を行っています。貸付を希望される方は市町村の社会福祉協議会までご相談ください。

緊急小口資金（特例貸付）

○貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯

○貸付限度額

原則として10万円以内（無利子）

※ただし、次のいずれかに該当する場合は20万円以内とする

- (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき
- (3) 世帯員が4人以上いるとき
- (4) 世帯員に①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
 - ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- (5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- (6) (1)～(5)までに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき

○貸付方法（条件）

- (1) 据置期間（返済猶予期間）：貸付した日から1年以内
- (2) 償還期限（返済期間）：据置期間経過後2年以内
- (3) 貸付利子：無利子

ただし償還期限後は延滞利子年5.0%（令和2年4月1日以降の契約分は年3.0%）

【返済の具体例】「2020年3月中に10万円を据置12か月、償還24か月（2年）で借りた場合」

⇒2020年4月1日から2021年3月31日まで据置期間となります。償還開始が2021年4月1日からとなり、最終償還期限日である2023年3月31日まで月額4,160円（最終回のみ4,320円）を月賦返済にて御返済いただきます。

- (4) 連帯保証人：不要

○申込み方法・手続きについて

- (1) 居住している市町村の社会福祉協議会へお申込みください。
- (2) 申請に当たっては窓口にて「借入申込書」及び「借用書」に記入していただきます。また下記必要書類等を提出していただきます。

※窓口へ来所される際は、可能な範囲で事前に必要書類等をご準備ください。
- (3) 市町村社会福祉協議会で申請を受理し、千葉県社会福祉協議会で審査の上貸付を行います。
- (4) 貸付が決定になった場合、貸付金をご指定の口座へお振込みいたします。

【申請に必要な書類等】※必要に応じてその他の書類を求める場合があります。

- 本人確認ができる証明書
- 実印
- 印鑑証明書
- 住民票の写し
- 健康保険証の写し
- 口座振替依頼書
- 資金の振込先口座を確認できるもの

詳細はお住まいの市町村社会福祉協議会までご相談ください